

利用団体登録申請 チェックリスト

登録申請する前に、各項目すべてチェック☑が入るか確認してみましょう。すべてチェックとならない場合、一時利用の推奨、または、登録に至らない場合があります。このチェックリストは、下記の書類3点を提出するときに添付してください。

- 1 狭山市立公民館利用団体登録申請書
- 2 団体の会則（規約）
- 3 会員名簿（役員名簿）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていますか？ | ※社会教育関係団体かどうか確認するため、規約や会則などを提出していただきます。 |
| <input type="checkbox"/> 団体の会則（規約）はありますか？ | |
| <input type="checkbox"/> 内輪だけの活動ではなく、会員を募集し、より多くの人とともに活動することを目指していますか？ | 活動する施設の広さの都合等で会員を制限せざるを得ない場合を除き、限られた人たちだけで活動を希望する場合は、一時利用をご利用ください。 |
| <input type="checkbox"/> 団体の役員を含めた全員の名簿はありますか？ | ※会員の過半数が狭山市民かどうか確認するため、役員を含めた全員の住所が分かる名簿を提出してください。通勤先・通学先が狭山市であれば狭山市民に含めることができます。 |
| <input type="checkbox"/> 公民館で定期的に活動しますか？ | ※不定期に活動する団体、一時的な利用の場合は、登録の対象外になります（定期的と申告しても活動の状況により定期的とみなさない場合があります）。また、登録後、定期的に活動がない場合は抽選で予約することはできません。 |
| <input type="checkbox"/> 団体活動は会員の会費で運営されていますか？ | ※営利を目的とする団体は公民館を利用できません。
※講師が活動の主体であったり、予想される毎月の収支バランスに偏りがある場合は、私塾とみなす場合があります、利用団体の登録はできません。 |
| <input type="checkbox"/> 講師（指導者）がいる場合、謝礼金は会費で賄われていますか？
※講師がいない場合は☑を入れてください | ※活動1回ごとに会費を徴収する場合、その手段に合理性がない場合は、不特定多数への有料の催物に該当する営利活動とみなし、利用団体の登録はできません。 |
| <input type="checkbox"/> 営利を目的としていない団体ですか？ | |
| <input type="checkbox"/> 他の公民館で利用団体登録をしていないですか？ | ※同一団体が複数の公民館に登録することはできません（一部のメンバーが異なる場合でも活動内容から同一と判断する場合があります）。
※団体の都合により、団体内で個別に分かれて活動する場合、会則（規約）が同一なら同一団体とみなし、個別に登録はできません。 |